

職業能力開発施設拠点化

高等技術専門校施設内訓練検討委員会

第3回販売実務科部会

令和元年（2019年）10月25日（金）10:00～

於：県立高等技術専門校

次 第

1 あいさつ

2 議事

（1）事務局説明

- ・ 第2回部会の委員意見まとめ

① 今後の方向性＜科の対象者について＞

資料1

資料2

② 今後の方向性＜①を前提とした科の方向性(案)＞

資料3

資料4

（2）各委員意見聴取・意見交換

① 今後の方向性＜科の対象者について＞ に関して

② 今後の方向性＜①を前提とした科の方向性(案)＞ に関して

3 その他

— 配布資料 —

出席者名簿／配席表

資料1…第2回部会における委員意見要旨

資料2…第2回部会における委員意見整理資料

資料3…県民に対する障がい者職業訓練提供体制について（整理）

資料4…販売実務科の今後の方向性について（案）

第2回販売実務科部会（R1.6.10）における委員意見要旨

会議次第 2（2）①科の必要性について ②科の設置目的について

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・訓練手当で生活面が安定し訓練に集中できる。 ・訓練生は訓練により基礎的な生活習慣や報連相ができるようになっていく。 	<p>科の設置目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の割合が変化しており、グループホーム利用者も発達障がいのある方の割合が増えている。 ・ひきこもりの方へのアプローチもあっても良い。 ・後手にならないようにしていくことが大事。 ・本人に合ったサポートで自立に向かう意欲を持たせ実現していくことが大事。 ・学校だけでなく様々な機関の実のあるネットワーク作りが大事。 ・最終的には障がいという言葉がなくなるような社会にしていきたいことが重要。 ・入校生の対象の幅を広くするということは必要。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・特別支援学校高等部卒業生にとって社会への橋渡しの役割。 ・特別支援学校高等部卒業生にとって上位の教育機能的な役割。 ・離職者に対する再訓練の場としての役割。 ・課題としては、販売実務科の存在が県民や関係者へ十分周知されていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策の軸足が、精神障がいのある方や発達障がいのある方に軸足を変わってきたとの説明があったが、知的障がいのある方に対する施策や教育は最後になってきた状況だった。 ・時代の要請が、精神障がいのある方や発達障がいのある方になったから、販売実務科もそちらにシフトして良いのではないかと、というのとは違う。 ・知的障がいのある方の特性をよく考えて、知的障がいのある方に対する支援をやっていかないと、まだまだ他の障がい（身体、精神、発達）の支援策に追い付かない。 ・販売実務科の入校対象者を「中度」の方も対象とすることは必要。 ・中度の方にも充実した訓練で育成すればプラスアルファの価値になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・特別支援学校卒業後に就職できなかつた生徒の受け皿の役割。 ・就労移行支援事業に比較し知的障がいのある方に特化しているという特長。 ・訓練手当で生活面が安定し訓練に集中できる。 ・訓練で体力やあいさつ、報連相など必要な力を身に付けさせたいうえで、就職させるといふ、本来の道筋が出来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的の対象者、訓練内容、修了後などのイメージが確定すれば、おのずと修正される。 ・対象者について「一般就労を目指す人」とするのであれば、訓練内容も自然と決まってくる。

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<p>障がいのある方雇用とより多く社会に次いで、販売実務科設置からの1.5年の間に次の大きな変化があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 点目。就職件数が大幅に伸びており大都市を中心に障がいのある方雇用が売り手市場と言われる状況になった。 ・ 2 点目。H18に就職を目指すことを明確にした就労移行支援事業ができこれにより県内現在400人近い方が一般就労を目指している。 ・ 3 点目。精神障がいのある方の求職（就職）数の増加が顕著。 <p>このため、今回の検討作業について次のとおり検討材料を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①対象者を「軽度」の知的障がいのある方と謳うことは時代状況に合わない。 ・ ②一般就労率を現状の率よりも落とさないことを期待。 ・ ③就労継続支援A型利用者を就職者としてとらえている現行の考え方は変える必要がある。 ・ ④今後も販売実務科の対象を知的障がいのある方に絞るのであれば、その理由を明確にしていく必要がある。 ・ 障がい福祉サービスの利用に抵抗を感じる方の受け皿になることを期待。 ・ ⑤就職後の定着支援についてより力を注ぐべき。 <p>・ 一般就労を目指す人にさまざまな選択肢を準備するという意味では今すぐに販売実務科を廃止する必要はない。</p> <p>・ ただ、今後訓練生が集まらないこと（大きな定員割れ）が先々に起これば、廃止も含めて考えていくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、「販売実務科修了生は一味違うな」、「よくここまで育てたな」などと言ってもらえる人材を輩出することで、企業側、現場の従業員さん達の、障がいのある方の雇用に対する認識を変えていくことができる、それによって企業が更に雇用しようというような効果が生まれていけばと良い。 ・ また、例えば、障がいのある方の雇用経験がない企業を開拓して、障がいのある方の雇用のすそ野を広げていく役割を担っていくことなど。 ・ 民間では十分やり切れていないブラスアプアの部分を持つことで販売実務科の価値が更に高まり、地域にとってより必要とされるものになることを期待。 	<p>科の設置目的について</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売実務科は就労移行支援事業に対する民業圧迫ではないか。 ・ 企業や社会の側から障がいのある方に歩み寄るような取組みを充実していくことが重要。 ・ (行政施策としては) 企業に対して補助金等があるから雇ってくださいたいというものはなく、(販売実務科と就労移行支援事業が機能的に同じならば) 就労移行支援事業に任せて、障がいのある方が会社の中に入ってみんなと一緒に働いていくと会社が良くなっていく、ということと各企業に十分知らしめていく施策が大事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売実務科の必要性に疑問を感じる。 ・ 訓練内容は時代にそぐわない。 ・ 訓練内容が時代から置き去りにされたようなものではない。 ・ 今は企業も多く訓練生を実習で受け入れてくれる。 ・ 障がいのある方に寄り添って、そのために何をするのかということが大事。 ・ 現実の世界に目を向け実際の企業、実際の仕事場に応じた訓練にしていくことが必要。 ・ 先生はできないと思っていることも彼らは企業の職場に入れば出来る。

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<p>(・販売実務科の継続は必要と考える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の軽度の知的障がいのある方を対象とするままでは厳しい。 ・今の就職者数は、精神障がいのある方は知的障がいのある方の3倍となっており、販売実務科の対象者は知的障がいのある方のみではニーズと合わない。 ・カリキュラムはもう少し柔軟にカリキュラムにした方が良い。 ・訓練生は必ずしも販売の職種に就職できなくても良い。 ・一般就労就職率の目標も緩くし、入校者の幅も広くしていく、という形が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入校案内パンフレットには販売実務科の明確な目的等の記載が無く目指す先が見えてこない。 ・長期目標、中期目標、短期目標というように理想を検討しつつ当面は知的障がいのある方の中で対象者をより幅広くするか、もしくは別の科（精神障がいのある方発達障がいのある方を対象とした訓練科）を併設するか。 ・具体的には知的障がいのある方に加えて、他の障がいのある方も入科できるような科を設定するという方法。又は、定員16人のうち、例えば知的障がいのある方を8人精神障がいのある方を8人などと半数ずつの定員に設定するという方法。 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構では国立職業リハビリテーションセンターを2つ運営しており訓練内容を特化したコースがあるがコースに沿った業種に就職しなければならぬという位置づけではない。科を設置するという際は、訓練内容を絞ることにするが、その分野に就職することではなく、長く勤務することができた、キャリアアップできたということが求められる世の中。 ・販売実務科の付加価値をつける一つの策として、例えば、訓練生本人から外部に販売実務科を発信してもらうなど、発信する力を付けることも訓練の一つとして行うべくことも考えられる。
委員	<p>(・販売実務科の継続は必要と考える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の雇用対策に関する厚生労働省の対策の軸足は、平成8年9年頃に身体障がいのある方から知的障がいのある方へ移り、現在は精神障がいのある方と発達障がいのある方の方へ移ってきている。 ・参考にはハローワークには精神障がいのある方と発達障がいのある方に向けて、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を持った方等を配置している。 ・軽度の知的障がいのある方は支援学校卒業後に就職することがそれほど難しい時代ではなくなくなっている状況であり、販売実務科の対象者を軽度の知的障がいのある方としている現状は関係者にとって使い勝手はどうなのか。 ・精神障がいのある方や発達障がいのある方にも販売実務科の幅野を広げていくのが良いと厚生労働行政からは考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は「軽度」の方だけでは“もたなく”なっている。 ・特別支援学校以外の一般の高校でも精神福祉手帳を持っている生徒が増えているので、そのような精神福祉手帳保持者を販売実務科に入科できるような方策があれば良い。 ・具体的には、販売実務科の入校対象者の設定の仕方として、知的障がいのある方などと障がいの種別を明示するのではなく、「1年間の訓練を受講することが可能な方」と設定し、軽度の知的障がいのある方に限らずに療育手帳以外の障がい者手帳保持者の方（精神障がいのある方等）を入校対象者にする、ということが良い。 ・入校対象者の間口を広げて結果的に入校者は知的障がいのある方が多かつたということと否定するものではなく、間口を広げること。 ・訓練内容は不断に見直していくことが必要。 ・本人が希望するところに就職できるような特定の業種に限らず、選択肢を広くする就職（実習）先の開拓が必要。 ・職種だけではなくステップアップができるような職場開拓を期待。 ・訓練内容は高等支援学校の教育内容と重複がないようにしていくことが必要。数年かけて少しずつ見直していくべき。

区分	科の必要性について	科の設置目的について
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・特別支援学校新卒者の入校理由を出身学校の進路指導担当の教員へ聞き取りを行ったところ「更に力をつけて安定して働けるようにして行きたいため」や「3年間で本人の特性等にあった職場が見つからなかったため」といった入校理由であった。 ・特別支援学校の3年間で就職に結びつかなかった生徒にとっては、販売実務科は貴重。 ・ただ今の社会に販売実務科の形があっているのかということは一考の余地がある。 ・時代に合わせて販売実務科を充実し、特別支援学校としては送り出し先としても継続して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校にとつて、就労移行支援事業と販売実務科は学校卒業後に更に力をつけて就職できる点から貴重。 ・知的障がいのある方を対象とした特別支援学校の生徒は多様化しており、知的障がい（のみ）のある生徒の割合は少なくなり、発達障がいを併せ持った生徒が増えている。 ・就労移行支援事業所と販売実務科の違いを考えると、両者の差別化、就労移行支援事業所には無いような付加価値が必要。 ・訓練手当て以外で例えば、販売実務科ではこんな仕事を多様に学べるとか、確実に幅広い職場・職種に繋いでくれるという付加価値など。 ・あるいは企業側から見ただけの場合は、例えば、販売実務科の修了生は確実に良い人材であるとか、そのような差別化した付加価値など。 ・ここを整理すると、特別支援学校側からは、就労移行支援事業所と販売実務科の、それぞれの特徴が明確になり、両者がより有効で広がりが出てくる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・販売実務科の継続は必要と考える。 ・知的障がいのある方への支援機関として一定の受け皿の役割。 ・就職の実績を見ても一定の成果が上がっている。 ・障がいのある方の自立支援の観点からも販売実務科の継続は必要。 ・個々の状況に配慮した訓練という面でも役割がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の販売実務科の目的は「雇用促進を図る」となっているが、例えば「雇用促進を図るとともに、雇用の継続を図り更なる自立に繋げる。」というようなことを目的に追加することが良い。 ・精神障がいのある方、発達障がいのある方に関する職業訓練は、委託訓練の各訓練科で実施しているため、入校対象者は現在の知的障がいのある方のままで良い。 ・販売実務科の目的が「雇用促進を図る」という設定であれば、入校対象者については現在の「軽度」の方とすることも理解できる。 ・訓練内容は、数多くの企業実習も組み込まれており、就職の際に必要な基本的な訓練を行うという現状の内容を基本とすることも良い。 ・就職先、実習先は多業種、他職種の確保を図り、就職先に応じた訓練を個人ごとに追加するよう対応ができれば、なお望ましい。

事務局	今日の議論を基に、次回の会議で科の方向性を整理する必要があるが、例えば今回は入校対象者の間口を広げず、科の対象の障がい種別は現状から変えないこととし、その上で、科の充実に向けた具体的な項目の検討を行う、という整理の仕方がありますが、各委員、いかがですか。 今回、知的障がいのある方を対象とする科として充実策をまとめ、その実現に向けて1年、2年と取り組んでいく、そのうえで、例えば数年度にその状況を基に、入校対象者の間口を広げることの中期的な視点で再度見直すということもあるが、いかがですか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今、専門校の施設建物の全体の再整備の内容を検討する作業をしており、数年後には工事に着手するという方向性にあるところ。 ・このため、例えば数年度の議論により仮に身体障がいのある方を入校対象にするということになった場合は施設・設備面で難しいのではないか。 ・対象者は知的障がいのある方が変えず程度の幅を広げる（軽度に限定しない）ことで良いと考えているところであるが、数年後の検討によるものではなく、今の時点である程度大きな方向性は定めておく必要がある。
委員	・今回の検討では、これからの将来の社会では何が求められてくるのか、一歩先を見越して考えていくことが重要。
委員	・最後に事務局に質問であるが、今、全国的（他県）には、入校対象者を知的障がいのある方のみとしている開発校はどの程度あるのか。
事務局	いわゆる一般の職業能力開発校に障がいのある方を対象とする訓練科を設置している都道府県は本県を含めて20県程度。 入校対象者については、そのうちの多くが、知的障がいのある方と対象としており、（今日は正確な資料を持参していないが）科の数としては十数校ある。
事務局	今日たくさんの貴重な御意見をいただいた。 次回の会議に向けて、今日いただいた意見を踏まえて、事務局で今後の科の方向性の案をいったん形にしたうえで、次回の会議で委員から御意見をいただきたいと考える。少し作業に時間がかかるとは次回会議もよろしくお願ひしたい。

第2回販売実務科部会(R1.6.10)における委員意見整理資料

資料2

科の必要性

- **販売実務科の継続は必要と考える。**
 - ・特別支援学校卒業生にとって社会への橋渡し(就職)に結びつかなくなった生徒の受け皿)や、上位の教育機能的な役割。
 - ・知的障がいのある方への支援機関として自立支援の観点からも一定の受け皿の役割。
- ※ ただし、今の社会に販売実務科の形が持っているのかということは一考の余地があり、時代に合わせて充実特別支援学校の送り出し先としても継続して欲しい。
- ※ また、今後も販売実務科の対象を知的障がいのある方に絞るのであれば、その理由を明確にしていくなければならない。

科の必要性

- **一般就労を目指す方に様々な選択肢を準備するという意味では今すぐには販売実務科を廃止する必要はないが、今後、大きな定員割れの状態が続けば、廃止も含めて考えていくことが必要。**
 - ・販売実務科と就労移行支援事業が機能的に同じならば廃止しても良いのではないか。



変更する方が良いという意見

- 近年の就職者数は精神障がいのある方は知的障がいのある方の3倍となっており、厚生労働省の施策の軸足が精神障がい者や発達障がい者に移ってきている状況などから、対象者を知的障がいのある方のみとするのは今の時代に合わない。精神障がい者や発達障がい者も対象を広げた方がよい。
- ⇒ 具体的対応策その1 対象者を例えば「1年間の訓練を受講することは可能な方」と設定し、知的障がいのある方に限らず、精神障がいのある方や発達障がいのある方も対象にする、という方法。→(この場合は)訓練内容はより一般・汎用的なものとし、一般就労についての就職率目標も緩くする形が良い。
- ⇒ 具体的対応策その2 定員16人のうち、例えば知的障がいのある方を8人、精神障がいのある方を8人と半数ずつの定員に設定するという方法。

変更しない方が良いという意見

- 対象者や役割を考えると各訓練機関の役割分担等、全体の中で考えていくことが必要。
- 単に国の施策や時代の要請が精神障がいのある方や発達障がいのある方にシフトしたからと言って科の対象者もそちらにシフトするとう、というのは違う。
- 知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、それぞれ、訓練の視点が違うので、対象者の間口をどんどん広げれば良いというものではない。
- 就労移行支援事業は知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方を混合で訓練する場合があるが、販売実務科が民間と同じことをしても意味がない。
- 精神障がいのある方や発達障がいのある方に限らず、訓練は委託訓練の各訓練科で実施しているの、対象者は現在の知的障がいのある方のままで良い。

対象者を「(知的障がいのある)軽度の方」と限定するのは時代状況やニーズに合わないの、軽度要件は無くした方がよい。

⇒ 科の設置目的について「雇用促進を図る(一般就労への志向性を高める)とするのであれば軽度要件は理解できるという意見もあった。

障がい福祉サービスの利用に抵抗を感じる方の受け皿になることを期待。 ・ひきこもりの方へのアプローチもあってよい。

《現在の応募資格》

軽度の知的障がいを有し、次の全て要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲のある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録している方
- ④ 自宅又は居所(グループホーム等を含む。)から本校や実習先に自力で通所可能な方

就職率
(一般就労)

就職先等

定着支援

科の周知

就職率 (一般就労)

- ・就労継続支援A型利用者を就職者として捉え、と考えると変える必要がある。
- ・一般就労率を現状の率よりも落とさないことを期待

就職先等

- ・本人の希望に応じた就職(実習)先の開拓やステップアップができるような職場開拓を期待。

定着支援

- ・就職後の定着支援についてより力を注ぐべき。
- ・定着支援は販売実務科が永久的にフォローできるものではないので、関係機関の連携や分担によるフォローなどを含めて考えていく必要がある。

科の周知

- ・科の存在を知らない関係者や保護者も多いと思われるため科の存在を県民や関係者へ十分周知する必要がある(課題がある)。

科の設置目的について 検討イメージ: 対象者、訓練内容、就職先

- これまで県(労働雇用創生課)では、県の障がい者に対する職業訓練施策を展開するに当たり、個々の事業(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科(KSK)、委託訓練)内容を充実していくことに注力する一方、近年は、障がい者に対する職業訓練施策全体を俯瞰し、全体の施策体系等を整理する作業を積極的に行っていた。
- 現在、平成31年3月に設置した「職業能力開発施設内訓練検討委員会(販売実務科部会)」において、専門校に設置している障がい者訓練科(=販売実務科)について、《検討課題》=科を継続設置していく必要性や今後の科の方向性等を検討しているところ。
- 販売実務科部会の第2回会議(R1.6月開催)を終えたところ、この《検討課題》について議論を深めていくためには、障がい者に対する職業訓練施策全体を俯瞰的に眺め、全体の施策体系等を整理する作業が必要との認識に至ったため、今回改めて、このことについて次のとおり整理(=「見える化」)を試みた。

1 障がい者の就労支援に係る諸制度(国の行政組織別の施策体系イメージ)



- ◇ 障がい者の就労支援に関する行政施策は、労働行政(職業能力開発行政や職業安定行政等)のほか、厚生行政、特別支援学校など文部科学行政等で行われている。
- ◇ 職業訓練に携わる行政関係者は、“障がい者職業訓練は、障害者就労支援という大きな施策・制度を構成する一部である”ということを(再)認識しておくことが重要。
- ◇ 関係機関の連携については、例えば労働行政に限った場合においても、県内では様々な機関(熊本県、熊本労働局・各ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部等)が、それぞれ役割を持った複数の事業を実施していることから、各事業の実施に当たっては、各機関(担当者間)の連携・接続が極めて重要となる。

2 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制に関する基本的な考え方

(1) 各事業の開始時期(厚生労働省の施策展開の経緯)

- 国立障害者職業能力開発校**
 - ・福岡校……S33福岡身体障害者職業訓練所と改称
 - ・鹿児島校……S43鹿児島身体障害者職業訓練所開所
 - 一般校活用モデル事業(H16年度～)**
 - 国から都道府県に科設置のモデル事業を委託。
 - 委託期間経過後、科を継続(一般事業化)するかどうかは各都道府県判断。
 - 障がい者委託訓練(H16年度～)**
 - H16～H18……身体障がい者(実施都道府県数:1)
 - H16～H21……知的障がい者(実施都道府県数:26)
 - ※ 熊本県の販売実務科は当該事業を活用し、H16.5月に設置
 - H19～H23……発達障がい者(実施都道府県数:9)
 - H29～ ……精神障がい者(実施都道府県数:2)
- モデル事業(3年間)終了後に一般事業化された(廃止)されたところもある。

一般校(職業能力開発校)における障がい者対象とする施設内訓練科 <令和5年度>

番号	施設名称	実施科名	訓練科名	訓練期間	入校月	対象者
1	熊本県立社会福祉専門学校	福祉実務科	福祉実務科	6月	6月	60歳
2	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳
3	熊本県立工業専門学校	工業科	工業科	4月、10月	4月、10月	60歳
4	熊本県立農業専門学校	農業科	農業科	4月	4月	60歳
5	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	6月	4月、10月	60歳
6	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳
7	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	12月	4月	60歳
8	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	3月	4月	60歳
9	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	6月	4月、10月	60歳
10	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳
11	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	12月	4月	60歳
12	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	3月	4月	60歳
13	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	6月	4月、10月	60歳
14	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳
15	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	12月	4月	60歳
16	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	3月	4月	60歳
17	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	6月	4月、10月	60歳
18	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳
19	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	12月	4月	60歳
20	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	3月	4月	60歳
21	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	6月	4月、10月	60歳
22	熊本県立看護専門学校	看護科	看護科	9月	9月	60歳

県民に対する障がい者職業訓練は、県が実施する訓練科(販売実務科、ソフトウェア開発訓練科)、県が国からの事業を受託して実施する委託訓練の各訓練科のみで提供していくのではなく、**国が全国民(熊本県民を含む。)を対象に設置している国立障害者職業能力開発校等の各訓練科(※)を含め、これらの訓練科全体で提供していくもの。**

(※ 九州では福岡校と鹿児島校。ともに寄宿舎設置。)

(↑国立・障害者校の訓練科を県としてどのように認識しているのかということ、今まで資料(文章)等により特段示していたかったため、今回、これを確信的に明示・文章化したもの。)



3 国立・障害者職業能力開発校について

国立・障害者職業能力開発校

全国に13校

(福岡校、鹿児島校)

※ 寄宿舍あり

- 障害者に対する職業訓練を専門的に行う施設。地域ブロッックにおける障がい者の職業能力開発班開発を担う拠点としての役割を担う。

- 一般の職業能力開発校や、障害者委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者(=特別支援障害者)」に重点をおいた訓練を実施。

「特別支援障害者」について

1 厚生労働省による平成19年度の検討・決定

- 平成19年に「職業訓練上特別な支援を要する障害者のあり方に関する検討委員会」を設置。
 - 障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後(H19年当時以降)障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を検討。
 - 特別支援障害者を次の3要件に該当する者として概念整理を行ったうえで、この3要件に該当する障害者の具体的範囲を検討・決定した。
 - 「特別支援障害者」の3要件
 - (1) 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
 - (2) 障害の態様に応じた職業訓練に関する技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
 - (3) 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等(一般校において一般的に配置されていない者)との継続的な連携・協力を要する障害者

2 厚生労働省による平成24年度の検討・決定

- 平成24年に厚生労働省が「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討委員会」を設置。
 - 平成19年以降の求職障害者の増加や障害程度の重度化・多様化、前回検討内容と職業訓練現場の実態との乖離などを踏まえ再検討を実施。
 - 検討会での議論や調査結果等を踏まえ「訓練生に対する支援・配慮の内容」や障害者校における訓練生の受入状況「職業訓練上の課題」「施策の継続性」等を考慮しつつ、総合的に勘案して障害種別・程度別に具体的な範囲を検討。

H19年の「特別支援障害者」の範囲	
・視覚障害1級・2級の者	(変更なし)
・上肢障害(脳性まひによる上肢機能障害を含む)1級の者	()内を別々に置き 内容を修正
・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者	(変更なし)
・3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者	【削除】
・体幹障害1級・2級であった、特に配慮を必要とする者	(変更なし)
・精神障害者	(追加)
・発達障害者	(追加)
・高次脳機能障害者	(変更なし)

H25年に修正された「特別支援障害者」の範囲	
・視覚障害1級・2級の者	
・上肢障害1級の者	
・脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者	
・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者	
・体幹障害1級・2級であった、特に配慮を必要とする者	
・重度知的障害者	
・知的障害及び身体障害の重複障害であって特に配慮を必要とする者	
・精神障害者	
・発達障害者	
・高次脳機能障害者	

福岡障害者職業能力開発校				鹿児島障害者職業能力開発校			
訓練科	期間	定員	対象	訓練科	期間	定員	対象
1 機械CAD科	1年	(20)	身体 知的 精神	1 情報電子科	1年	(10)	身体 知的 精神
2 プログラム設計科	2年	(20)	身体 知的 精神	2 グラフィックデザイン科	1年	(20)	身体 知的 精神
3 商業デザイン科	1年	(20)	身体 知的 精神	3 建築設計科	1年	(20)	身体 知的 精神
4 OA事務科	1年	(20)	身体 知的 精神	4 義肢福祉用具科	1年	(10)	身体 知的 精神
5 建築設計科	1年	(20)	身体 知的 精神	5 OA事務科	1年	(20)	身体 知的 精神
6 流通ビジネス科	1年	(25)	身体 知的 精神	6 アパレル科	1年	(10)	身体 知的 精神
7 福祉サービス科(福祉サービス)	1年	(5)	身体 知的	7 造形実務科	1年	(10)	知的
8 総合実務科	1年	(20)	知的				
合計 (130) (20) (125)				合計 (90) (100) (90)			

合計(福岡校+鹿児島校)			
身体	知的	精神	対象
13科	8科	12科	
220人	120人	215人	
上記科の定員合計		数	

福岡障害者職業能力開発校の平成31年度在籍者の障がい状況

○ 平成31年度の在籍者数の要数:112人(定員合計は170人) ○ 下の表の数値は重複分がある ○ H31.4月時点

区分	身体障がい						知的障がい			精神障がい			その他の障がい		
	重度		中度		軽度		不明	軽度	中度	重度	不明				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級					1級	2級		3級	
在籍者(人)	13	12	10	6	5	4	0	4	5	0	0	28	26	4	7

鹿児島障害者職業能力開発校の平成31年度入校者の障がい状況

○ 平成31年度の入校生数の要数:54人(定員合計は100人) ○ 下の表の数値は重複分がある ○ H31.4月時点

区分	身体障がい			知的障がい			発達障がい	難病		
	重度		軽度	不明	軽度	中度			重度	
	1級	2級	3級							
入校者(人)	6	6	2	3	0	1	0	13	11	1

※ 精神障害者、発達障害者等を中心とした求職者の増加等が進む中で、特別支援障害者の受け入れを更に積極的に推進し、障害特性に配慮した効果的な職業訓練機会を提供していくことが課題(注)となっている。

(注) 障害者職業能力開発推進会議H27.3報告書「障害者職業能力開発施策の課題と今後の対応策について」から要旨を抜粋

左合計 124人

左合計 61人

4 熊本県民に対する障がい者職業訓練提供体制（イメージ）の整理

基本的
考え方

障がいのある方に対する就労支援を構成する「障がい者職業訓練」は、県民に対して
**① 国（厚生労働省）が県民を含め全国民を対象に設置している国立障害者職業能力開
 発校（九州では福岡校と鹿児島校。ともに寄宿舎設置。）の各訓練科** **② 熊本県が実施する各訓練科** **③ 国（厚生労働省）から県が
 事業を受託し実施する委託訓練** により提供していく。

右の図は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
 に対してどのような訓練科が現在設定されているのか、イ
 メージ化したもの。

- ◇ 横軸は、障がいの程度（重度／軽度）の別で設定。
- ◇ 縦軸は、訓練期間（長期、短期）の別で設定。
- ◇ 色の濃淡により、入校対象者想定（各訓練科の政策的な志向性）を表現するよう試みている。
- ◇ この資料は、販売実務科に関する検討用資料として作成したため、知的障がい者は、右のとおり身体障がい者と精神障がい者とは別領域で描いている。

< 各訓練科の整理 >

- ① **国立・障害者校**
 ……**福岡校、鹿児島校の各訓練科**
 長期間（1年、2年）の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する**基幹的な訓練科**
- ② **県が実施する長期（1年、2年）の訓練科**
 ……**販売実務科、ソフトウェア開発訓練科**
 長期間（1年、2年）の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科
※ 国立・障害者校を地理的な面・訓練分野の面・対象者（障がいの程度）の面から補充。
- ③ **国から県が事業を受託し実施する短期間の訓練科**
 ……**委託訓練の各訓練科**
 短期間（3～6か月）の職業訓練を必要とする方に訓練を提供する訓練科
 （注）委託訓練のR1年度の各訓練科は、発達障がいのある方、難病の方なども対象としている。

身体障がいのある方
 精神障がいのある方

知的障がいのある方

長期
 （2年、1年）

短期
 （3、6月）

長期
 （2年、1年）

短期
 （3、6月）

軽度 ← 重度

福岡校	期間1年	定員(20)	身体	精神
機構CAD科	期間1年	定員(20)	身体	精神
プログラフィックデザイン科	期間2年	定員(20)	身体	精神
商業デザイン科	期間1年	定員(20)	身体	精神
OA事務科	期間1年	定員(20)	身体	精神
建築設計科	期間1年	定員(20)	身体	精神
流通ビジネス科	期間1年	定員(25)	身体	精神
流通ビジネス科(管理PCコース)	期間1年	定員(5)	身体	精神
情報電子科	期間1年	定員(10)	身体	精神
グラフィックデザイン科	期間1年	定員(20)	身体	精神
建築設計科	期間1年	定員(20)	身体	精神
義肢福祉用具科	期間1年	定員(10)	身体	精神
OA事務科	期間1年	定員(20)	身体	精神
アパレル科	期間1年	定員(10)	身体	精神

熊本	ソフトウェア開発訓練科	期間2年	定員(10)	身体	精神
熊本	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	介護職員初任者研修課程専攻科	期間3か月	定員(8)	身体	精神
	基礎・パソコン科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン初級管轄科	期間3か月	定員(8)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン実務科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	身体	精神
	基礎・パソコン科	期間3か月	定員(10)	身体	精神

福岡校	総合実務科	期間1年	定員(20)	知的	
鹿児島校	情報電子科	期間1年	定員(10)	知的	
	グラフィックデザイン科	期間1年	定員(20)	知的	
	建築設計科	期間1年	定員(20)	知的	
	義肢福祉用具科	期間1年	定員(10)	知的	
	OA事務科	期間1年	定員(20)	知的	
	アパレル科	期間1年	定員(10)	知的	
	造形実務科	期間1年	定員(10)	知的	
	熊本	販売実務科	期間1年	定員(16)	知的
	熊本	在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	知的
		在宅・パソコン基礎科	期間3か月	定員(10)	知的
介護職員初任者研修課程専攻科		期間3か月	定員(8)	知的	
基礎・パソコン科		期間3か月	定員(10)	知的	
基礎・パソコン科		期間3か月	定員(10)	知的	

参考 1

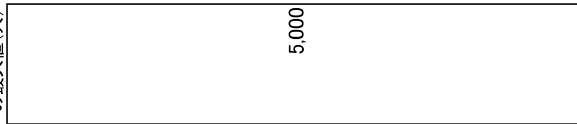
表 1

熊本県内の「年齢階級別」／「障がいの程度別」障害者手帳所持者数の推計 (R1.7熊本県労働雇用創生課)

(単位:人)

年齢階級	身体障害者手帳所持者数						療育手帳所持者数				精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不詳	重度	その他	不詳	1級	2級	3級	不詳
15 年齢不詳	605	188	334	438	104	83	188	125	209	21	209	292	83	104
14 90歳以上	1,440	647	710	1,043	125	397	313	83	21	0	104	21	21	63
13 80～89歳	7,012	2,796	3,944	4,800	1,002	918	1,315	584	417	21	417	271	480	125
12 75～79歳	4,737	2,024	2,755	3,005	835	334	710	334	230	21	271	230	230	83
11 70～74歳	3,882	1,816	1,857	2,671	793	313	689	438	292	0	188	605	125	21
10 65～69歳	3,652	1,836	2,066	2,755	730	543	397	313	313	21	188	814	167	83
9 60～64歳	2,149	1,106	1,294	1,336	480	230	313	230	480	0	167	897	230	63
8 50～59歳	1,962	1,294	1,002	1,252	522	209	292	584	814	104	397	1,711	772	83
7 40～49歳	1,231	1,043	543	522	209	83	230	939	1,586	125	397	2,296	814	230
6 30～39歳	897	230	397	292	104	83	63	876	1,523	83	313	1,398	710	63
5 20～29歳	626	334	188	188	83	63	83	1,523	2,233	125	209	772	543	21
4 18～19歳	83	83	0	0	0	0	63	292	584	21	0	63	0	21
3 10～17歳	376	104	125	63	0	0	104	814	1,544	83	0	104	83	21
2 0～9歳	376	83	63	63	21	83	0	626	1,336	63	21	21	0	21
1 総数	29,049	13,585	15,297	18,448	5,029	3,339	4,737	7,784	11,582	710	2,859	9,433	4,257	1,002

データバーの最大値(人)



推計値の算出方法

表 1 の区分ごとに、「推計値算定式＝①×②×③」により算出した。

①＝厚生労働省が実施した「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果（全国推計値）・・・表 1 の区分ごとに推計値が算出されている。

②＝熊本県人口按分率（約1.4053％）：H27国勢調査熊本県人口／H27年国勢調査全国人口

③＝推計調整率＝約148％＝（127,110人：H29年度末時点の県内の障害者手帳所持者数）／（85,602人：②により算出した県内の障害者手帳所持者数の推計値の合計）

参考 2

表2 熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2018年9月時点

有効求職者数(障害者)2018年3月 障害の程度(注)	身体障害者		知的障害者		精神障害者		発達障害者	難病障害者	高次脳機能障害者	その他の障害者	障害部位計	
	重度	重度以外	重度	重度以外	重度	重度以外					重度	重度以外
55歳以上	128	232	4	16	134	2	1	5	132	406	538	
	191	262	5	19	231	2	3	5	196	547		
45~54歳	79	88	5	26	231	2	1	8	84	374	468	
	54	52	5	33	278	4	1	7	59	391		
35~44歳	34	46	9	36	214	6	11	7	43	320	363	
	27	23	6	37	322	6	9	6	33	404		
25~34歳	40	30	4	60	209	19	14	7	44	339	383	
	11	11	5	59	226	20	10	13	16	339		
24歳以下	14	20	2	209	65	28	4	4	16	331	347	
	10	2	7	67	60	12	3	1	17	145		
年齢計	295	416	24	347	853	57	64	2	319	1,770	2,089	
	293	350	28	215	1,117	44	63	32	321	1,826		
全数	588	766	52	562	1,970	101	127	63	640	3,596	4,236	

(単位:人)

データバー
の最大値
(人)



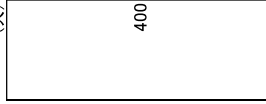
400

表3 熊本県内の有効求職障がい者の数(ハローワークに求職登録をしている方の数) 2019年3月時点

有効求職者数(障害者)2019年3月 障害の程度(注)	身体障害者		知的障害者		精神障害者		発達障害者	難病障害者	高次脳機能障害者	その他の障害者	障害部位計	
	重度	重度以外	重度	重度以外	重度	重度以外					重度	重度以外
55歳以上	126	239	3	20	150	2	1	2	129	431	560	
	214	273	4	20	262	2	4	5	218	596		
45~54歳	78	75	6	26	247	4	1	6	84	375	459	
	60	55	6	36	314	4	1	7	66	428		
35~44歳	31	50	6	33	242	5	0	6	37	351	388	
	25	30	6	38	330	3	1	9	31	420		
25~34歳	37	33	6	70	214	16	0	8	43	358	401	
	17	12	12	68	240	15	0	11	29	358		
24歳以下	15	10	2	197	55	25	0	3	17	298	315	
	9	2	5	75	68	15	0	1	14	165		
年齢計	287	407	23	346	908	52	2	25	310	1,813	2,123	
	325	372	33	237	1,214	39	66	33	358	1,967		
全数	612	778	56	563	2,122	91	139	58	668	3,780	4,448	

(単位:人)

データバー
の最大値
(人)



400

(注)障害の程度について

① 身体障害者の「重度」は、身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表における等級が1級、2級の障害又は3級の重症障害者の方。

② 知的障がい者の「重度」は、程度が重いとは判定された知的障害者、原則として、次のいずれかの場合に該当する方。

- ・ 療育手帳で程度が「A」とされている。
- ・ 児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている。
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定されている。
- ③ 精神障害者、発達障害者、難病障害者、高次脳機能障害者、その他の障害者は、障害の程度の区分けなし。

データ提供元:熊本労働局

※ 求職者数としては「一般」+「常用」があるが上表に記載の数値は「一般」の数値。

(参考1)「常用」=雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)をいう。

「一般」=常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

[注(県労働雇用創生課)]

県内の求職者数は、ほとんどが「常用」希望であり、ほぼ「一般」の数値(「常用」の数値)と等しい。

(参考2) 有効求職者数=[前月から継続された有効求職者数]+当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

販売実務科の今後の方向性について (案)

基本的な考え方

各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図り、知的障がいのある方のさらなる就労支援、自立支援に貢献する。

1 販売実務科の役割（ミッション）の再設定

- 県では、障がいのある人の自立に向けて、労働、福祉、保健・医療、教育等の様々な施策により、就労支援や職場定着支援に取り組んでいるところ。
- 熊本県立高等技術専門学校に設置する障がいのある方を対象とする施設内訓練科（＝販売実務科）は、委託訓練・ソフトウェア開発訓練・福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校などと相まって、県内の障がいのある方に対して職業訓練を提供しているところであるが、今般、当該科の今後の方向性等を次のとおり定め、地域に貢献する人材の育成を推進していく。

《科の目的》

変更前（現行）

“現行の販売実務科設置要項に記載の目的”
知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的とする。

変更後

一般就労を目指す知的障がいのある方（離職者や福祉的就労に従事する者、新規卒業者など）に対して、本人の希望や能力に応じたきめ細やかな職業訓練を実施し、企業や事業所等から選ばれられる人材の育成及び本人の希望に応じた就職支援を行い、一般就労の促進を図る。

就職後は関係機関と連携した支援により雇用継続やキャリア形成を図り、障がいのある方の更なる自立に繋げる。



上の取り組みを進めることで、（就職先）事業所の雇用意欲の更なる喚起や、これまで障がいのある方を雇用したことがなかった職種・事業所を新たに開拓することで、障がいのある方の雇用のすそ野を広げる役割を目指す。

資料4

（果たすべき機能）

- 一般就労を目指す新規卒業者（ア．高校・特別支援学校・中等等の学校卒業時点で就職に結びつかなかった生徒。イ．学校卒業後更に実践的な職業訓練の受講を希望する生徒。）及び学卒未就職者に対して実践的職業訓練を提供する。
- 一般就労を目指す離職者（主に若年者）や福祉的就労従事者（主に若年者）に対して実践的職業訓練を提供する。＜再訓練を提供する場合＞

2 科（入校対象者／訓練内容等）の再構成

（1）入校対象者

変更前（現行）

軽度の知的障がいを有し、次の全ての要件に該当する方。

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある方
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている方
- ④ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

変更後

次の全ての要件を満たす知的障がいのある方（主に軽度の方）であって、公共職業安定所において求職登録を行い、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方。

- ① 症状が安定していること。
- ② 療育手帳を取得している方または公的機関で同等の判定を受けた方
- ③ 修了後に一般就労の意思があり、就職に必要な技能習得が見込まれること。
- ④ 職業訓練及び集団生活に支障がないこと。
- ⑤ 職業的自立が見込まれること。
- ⑥ 本人（保護者を含む。）が訓練内容を十分に理解していること。
- ⑦ 本人（保護者を含む。）が自らの状態や能力に照らし、訓練内容が自らの一般就業に向けた訓練内容として適当であると考える方。
- ⑧ 自宅または居所（グループホーム等を含む。）から本校や実習先に自力で通所可能な方

【※補足】知的障がいと他の障がいを重複されている方は、これまでどおり応募の対象となる。

(2) 入校・退校に関する基本的考え方（就職退校についての考え方）

これまでは、訓練期間中であっても希望する就職に至れば退校し仕事に就くことを容認していたが、今後は、事業所から内定等を受け所定の訓練期間終了後に仕事に就くということを基本的な考え方とする。

(3) 訓練期間

現行のとおり1年間とする。

(4) 入校時期

現行のとおり、4月入校13人、10月入校3人とする。

(5) 訓練内容

① 集合訓練について

基本的考え方

- 求職障がい者、企業(事業主)、地域の各ニーズを踏まえて訓練内容を充実していく。
- 各高等支援学校や特別支援学校高等部、各就労移行支援事業所の教育・訓練内容との役割分担・棲み分けを図る。
- 現在の訓練より実践的、専門・特化的な訓練を充実していく。

<実践的、専門・特化的な訓練の具体的な職種分野について>

当面は、現在行っている「事務」「物流」「販売」「製造」の4つの職種分野の深度を深めて（内容を充実して）いく。

今後は（将来的には）

今後は、基本的考え方に沿って、職種分野は柔軟に対応していく。

(参考) ひのくに高等支援学校
・・・園芸科、工芸科、クレーン科（クレーンガ）、クレーンガ科（皮革工芸）、塗料科

② 企業派遣実習について

現行の状態（年間に5事業所程度）を継続する。

その際、本人が様々な職種や事業所を経験した後に、就職先を選定することができるよう指導する。

- ※ 実習先は本人に様々な職種を経験させる観点から選定する（2事業所程度）。
- ※ 本人が希望する職種、事業所を尊重する（3事業所程度）。
- ※ 農福連携推進の観点からも特に農業分野の実習にも配慮する。
- ※ 実習先は、これまでに販売実務科の実習生を受け入れたことがない新規事業所の開拓に努める。

3 指導員の資質向上について

訓練内容を充実するためには指導員の指導能力の向上が重要。このため、次のとおり資質向上に取り組んでいく。

- 福岡・鹿児島障害者職業能力開発校への研修派遣
- 職業能力開発総合大学の職業訓練指導員研修（コース）への派遣
- 県内の関係機関が開催する各種研修会への派遣

4 科の存在を県民や関係者にお知らせする周知活動等の強化

次のとおり周知方法等の強化に取り組んでいく。
なお、その際は、訓練内容を充実していくことを十分説明していく。

- (1) 訪問活動の強化
高校、特別支援学校、企業・事業所、各所支援機関、市町村等への訪問強化
- (2) 周知媒体の強化
HPの活用、事例集等の作成他
- (3) 関係機関との連携の強化
高校、特別支援学校・支援機関等との連携、支援企業・事業所との連携

5 受入体制等について

- (1) 訓練手当について
現行の状態（要件を満たす対象者に予算の範囲内で支給している。）を継続する。
- (2) 寄宿舎での受け入れについて
現在、寄宿舎を含めて、専門学校施設・建物の再整備（各建物の再整備）を検討しているところであり、再整備工事完了後（令和4年度～5年度の見込み）は、販売実務科の訓練生を受け入れることができるよう、検討（建物の構造・設備面や寮の運営方法の見直し等）を進めていく。

【※補足】現在の寄宿舎（定員36人）から検討すると、建物の構造・設備面（2人部屋、金品管理等のセキュリティ一面、共同の風呂・トイレ等、実態として入寮生は男性のみであること）や寮の運営方法（全員集合形式による食事摂取など）の面から、販売実務科の訓練生を受け入れることは現時点では困難な状況。

6 訓練生に対する就職支援について

本人が希望する職種や企業・事業所に就けるように取り組んでいる新規就職先の開拓を含む現行の支援を継続のうえ就職支援をさらに充実させる。

7 修了者（就職退校者）へのフォローについて

現在は、修了生（就職退校者を含む。）には、修了後1か月後、3か月後、6か月後、1年後の時期に本人と連絡を取り、近況ヒアリングや各種アドバイス等のフォローアップを行っており、その後は1年毎に同様の連絡を行っているところ。

しかし、専門学校による定着支援については、フォローアップの期間や人員体制、「ノウハウ等に限界があることから、今後は障害者就業・生活支援センターや熊本障害者職業センターなどの関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

8 不断の取り組みとして科の充実や改善を図るための仕組みづくり

- (1) 就職先事業所からの意見聴取
 - ・修了生（就職退校者を含む。）の就職先事業所から、科の充実や改善を図るためのアドバイス等をいただくため、本人の就職後6か月から12か月の間に就職先事業所に対するヒアリング及び書面アンケートを新たに実施する。
 - (2) 特別支援学校（県教育委員会特別支援教育課）等との定期的意見交換
 - ・訓練内容の接続や役割分担・棲み分けに向けた調整作業
 - ・特別支援学校卒業生の接続支援（ケース対応）に関する連絡調整
- ※ 定期的意見交換は実務担当者で実施する。

9 科の運営状況や科の設置効果を測る指標等の設定

- (1) 訓練生（修了生）等の満足度評価
科の訓練内容等についての評価を得るため、修了（退校）時点において、訓練生（修了生）や保護者を対象に満足度調査（書面調査）を新たに実施する。
- (2) 一般就労（就職）率
一般就労（就職）率の目標は100%とし、毎年度その率を捕捉していく。
 - ※ 対象者（母数）は修了生及び就職退校者とする。
 - ※ 就労継続支援事業A型事業所は一般就労には含まない。

10 科の名称（変更）について

科の名称は、入校を検討される方や事業主、県民にとって分かりやすく、かつ訓練の内容や就職状況に即したものが望ましいことから、「総合実務科」（仮称）等に名称変更する方向とする。

国立・障害者職業能力開発校等の県民への周知策の強化について

障がいのある方やその保護者、学校、各種支援機関、支援関係者などの県民に対して、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島障害者職業能力開発校や、国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県、岡山県）の存在を知ってもらうための周知活動を強化していく。

例えば、福岡障害者職業能力開発校・鹿児島職業能力開発校については各校で毎年オープンキャンパス等が実施されているが、県内から参加するためには距離的な制約等もあることから、県内で、施設（学校）説明会等を開催していただくこと等を含めて周知に取り組んでいく。

販売実務科の充実に向けた取り組みの実行に向けて

- 一般の検討作業による整理の後、科の充実にに向けて整理した『方向性』に沿った具体的な取り組みについては“できるだけ早期に実行に移していく”という基本的な考え方のもと、できる部分から順次着手していく。
 - ※ R2年度の訓練生の募集を既に開始していること等から、カリキュラムの大幅な改変や科名称の変更については基本的にはR3年度からとなる見込み。）
- また、この『方向性』に沿った具体的な取り組みについては、毎年度、「熊本県立高等技術専門学校連携推進協議会※」に報告し、意見や助言をいただきながらフォローアップを行い、不断に改善・充実を図っていく。
 - ※ 専門校の運営方針や訓練内容等に関する協議組織として、地元企業などの関係機関のニーズを的確に把握し、地域に根ざした職業訓練の推進を図ることを目的に設置しているもの。
- 更に、R2年度、R3年度、R4年度、R5年度の科の運営状況等を踏まえ、R5年度ごろに（状況によっては前倒しの可能性もある）、それまでの取り組みを点検し、再度の見直しを行う。

